

別添

※ 令和6年度指定障害福祉サービス事業者集団指導資料

施設・事業所における  
利用者の安全確保のための体制整備等

東京都福祉局障害者施策推進部  
地域生活支援課就労支援担当  
施設サービス支援課障害者支援施設担当

7 福祉障施第 1 4 9 0 号  
令和 7 年 8 月 2 6 日

各障害者支援施設管理者 様  
各障害福祉サービス事業者管理者 様

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野京子  
(公印省略)

障害福祉サービス事業所等における利用者に対する安全の確保や  
管理体制の徹底について（通知）

都においては、令和 7 年 4 月 2 4 日付けで「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」により、事故防止対策を依頼しているところです。また、事故防止の更なる徹底のため、令和 7 年 7 月 2 2 日付けで集団指導の研修動画を送付したところです。

しかしながら、今般、都内施設において、**余暇活動中に利用者を乗せた車両が道路脇の電柱に衝突し、乗車していた利用者が亡くなる事故が発生**しました。

事業所等においては、交通事故防止のために日頃からリスクを意識し、マニュアルの策定やその運用について、委託事業者も含めて組織的に確認する必要がありますので、下記の事項をご確認の上、利用者の安全管理を徹底していただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 集団指導の受講（対象：施設入所支援、生活介護、就労系サービス）  
別添「令和 7 年度事故等防止対策に係る集団指導の実施について」のとおり 8 月 8 日までとしていた**受講期限を当面の間延長**するため、未受講の事業所等においては受講及びアンケートに回答すること。また、受講後は研修内容を踏まえて事故防止に努めること。
- 2 安全運転管理者等の業務の徹底  
一定台数以上（※）の自動車を使用する者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければならない。運転者の状況把握や安全運転確保のための運行計画の作成など、安全運転管理者が行う業務を改めて確認し徹底すること。  
※乗車定員が 1 1 人以上の自動車・・・1 台以上 その他の自動車・・・5 台以上
- 3 安全管理マニュアルの策定  
車両の運行に当たって、安全管理マニュアルを策定した上で、事業所等と保護者で共有し、安全確保に努めること。また、策定するだけでなく、適切に運用されているかの点検を組織的に行うこと。

なお、別添のとおり令和4年10月13日付けで厚生労働省から事務連絡が発出され、「毎日使えるチェックシート」及び「送迎業務モデル例」が示されているので参考にすること。

#### 4 事業所等における事故防止意識の共有

車両の運行については、事業所等の運営にかかわる全ての職員が危機管理について共通した認識を持って支援できるよう、日頃からヒヤリハット事例の共有などにより事故防止意識を高めること。

#### 5 万が一重大な事案が発生した場合の対応について

事故発生時には、利用者の健康状況を速やかに医療職が確認するとともに、外出時等で確認ができない場合等においては、救急要請、医療機関受診等も行うこと。

#### 【参考】

- ・別紙1「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」  
(令和7年4月24日付7福祉障施第221号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)
- ・別紙2「令和7年度 事故等防止対策に係る集団指導の実施について」  
(令和7年7月22日付7福祉障施第1201号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)
- ・別紙3「安全運転管理者制度の概要」(警察庁HPより)  
(掲載先) 警察庁HP  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/index.html>
- ・別紙4「障害福祉サービス事業所等における車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底について」  
(令和7年7月1日付7福祉障施第1028号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)
- ・別紙5「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎にあたっての安全管理の徹底について」  
(令和4年10月13日付厚生労働省事務連絡)
- ・別紙6「毎日使えるチェックシート」
- ・別紙7「送迎業務モデル例」  
(掲載先) 子ども家庭庁HP  
[https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen\\_kanri/](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/)

**【担当】**

(障害者支援施設・生活介護・自立訓練)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156

(都立施設及び都立民間移譲施設)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157

(就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話 03-5320-4158

(共同生活援助 (GH)・短期入所)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話 03-5320-4151

(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話 03-5320-4325

7福祉障施第221号  
令和7年4月24日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野 京子  
(公印省略)

### 施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、**死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告**をお願いします。

記

#### 1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
  - ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
  - ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
  - ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
  - ⑤ 無断外出
  - ⑥ 感染症の発生
  - ⑦ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
  - ⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
  - ⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
  - ⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
  - ⑪ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
  - ⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの
- ※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所

もしくは区市町村子供家庭支援センター)への通報義務があります。  
※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

## 2 報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、**死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告**をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書(第1報)の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村(原則として実施機関)・関係機関(警察・消防・保健所等)への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名(サービス種別\*)第○報」としてください。

\*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

(例)【事故報告】〇〇福祉園(生活介護)第1報

## 3 自然災害発生の際の東京都への報告

近年、台風や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。日頃から、災害等への備えを進め、利用者の安全を確保する体制を整えていただきますようお願いします。

また、施設・事業所の建物の損壊や人的被害が発生した場合には、事故同様、利用者、職員の皆様の安全確保や施設の運営継続等の対応を優先した上で、速やかに被害状況について東京都まで御連絡くださいますようお願いいたします。

## 4 令和6年度報酬改定に伴う運営の適正化について

令和6年度報酬改定により、別紙1に記載する各事項が未実施の場合等、新たに減算の創設又は見直しが行われているとともに、運営基準の改正も行われておりますので、改めて御確認願います。

## 5 その他

近年発生している主な重大事故事例について別紙2のとおりまとめました。各施設・事業所での同様の事故の発生を防止するための参考としてください。

## 6 報告先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】(都立施設及び都立民間移譲施設を除く)

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/826020>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/827929>

**【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】**

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/829775>

**【共同生活援助（GH）・短期入所】**

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/702093>

**【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】**

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

**【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】**

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>

**【重症心身障害児（者）通所事業】**

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/1002061>

1 令和6年度報酬改定に伴い、以下の各事項が未実施である場合等には、新たに減算の創設又は見直しが行われています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

**(1) 虐待防止措置未実施減算（創設）**

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への周知
- ②虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記①及び②の取組を行うための担当者の配置

上記①から③の取組が適切に実施されていない場合、所定単位数の1%を減算

**(2) 身体拘束廃止未実施減算（見直し）**

- ①身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の状況、やむを得ない理由等を記録
- ②身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知
- ③身体拘束適正化指針の整備
- ④虐待防止研修の定期的な実施

上記①から④までの取組が適切に実施されていない場合、以下の通り減算額を見直し

**【施設・居住系サービス※1】**

1日につき5単位減算から所定単位数の10%減算に見直し

**【訪問、通所系サービス※2】**

1日につき5単位減算から所定単位数の1%減算に見直し

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

**(3) 業務継続計画未策定減算（創設）**

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

**【施設・居住系サービス】**

所定単位数の3%を減算

**【訪問、通所系サービス】**

所定単位数の1%を減算

**<経過措置>**

- ・就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない

**(4) 情報公表未報告減算（創設）**

障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、以下のとおり減算

**【施設・居住系サービス】**

所定単位数の10%を減算

**【訪問、通所系サービス】**

所定単位数の5%を減算

**2 運営基準の見直し**

令和6年度報酬改定に伴い、以下のとおり運営基準が見直されています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

**(1) 意思決定支援の推進**

- ① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記され、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映された。

- ② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認しなければならない。

※障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

**(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）**

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握すると

ともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

### (3) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

## 《主な重大事故の事例》

**【事例①】 利用者が踏切に立ち入り電車に轢かれる死亡事故****《事故の概要》**

余暇支援中に利用者が踏切内で立ち往生し、電車に轢かれて死亡。

**《原因》**

- 利用者は電車が好きで、これまでも余暇支援中に踏切で電車の見学をする余暇支援を実施。
- 支援員は車を踏切付近に停車させ、利用者だけ降りて電車見学を実施。
- 支援員が適切な見守りを怠り、踏切の警報音が鳴っているにも関わらず、利用者が踏切から退避していない状況に支援員が気付けなかった。

**《再発防止策》**

- 外出支援時には支援員の他、添乗員を付けるなど、見守り体制を強化
- 外出支援時の見守りや安全対策についてマニュアルの見直しをし、全職員に対して注意喚起

**【事例②】 送迎車両による交通事故（死亡事故）****《事故の概要》**

利用者を送迎中に運転手の前方不注意により、衝突を回避するため、車両が歩道に乗り上げ、運転手がパニックになり、そのまま走行し、歩行者を轢いて死亡させた。

**《原因》**

- 前方に車両が停車しているにもかかわらず、速度を落とさずに走行していたため、急な右折車に対応できなかった。
- 衝突を回避するため左にハンドルを切り、歩道をそのまま走行。
- 前方に歩行者がいるにもかかわらず、運転手が混乱し、ブレーキを踏まなかった。

**《再発防止策》**

- 安全運転管理責任者の届出をし、運転者の適性を定期的に把握
- 安全運転指導を適切に実施するため、研修の実施などを検討
- 自動ブレーキ等、安全装置が装備された車両の導入

**【事例③】 誤嚥による窒息死亡事故****《事故の概要》**

おやつのおやつパンを誤嚥し、窒息により死亡した。

**《原因》**

- 過去に誤嚥事故を起こしていたにもかかわらず、職員の見守りが不十分であった。
- 当日のおやつが非常食用のパンであったため、通常のパンよりも少し硬かった。

**《再発防止策》**

- 利用者の嚥下状態を再点検し、注意が必要な利用者の食事支援には特に慎重に支援する等マニュアルの見直しを実施。
- 嚥下状態により提供のお盆の色を分け、職員が視覚的に判別しやすくする。
- 利用者の嚥下機能に応じたおやつを提供する。

様式例

令和 年 月 日

東京都福祉局

障害者施策推進部〇〇〇〇課長 殿

法人名  
施設（事業所）名  
施設長（管理者）名

## 施設（事業所）利用者事故等報告書

施設（事業所）利用者の事故がありましたので下記のとおり報告します。

事業所情報	事業所名・ユニット名	
	サービス種別	
	施設所在地	
	施設管理者名	
	担当者名 連絡先	

利用者氏名 (イニシャル)	さん（男・女）(障害支援区分 )		
生年月日等	年 月 日 ( 歳)		
障害状況等	愛の手帳（療育手帳） 度	身体障害者手帳 種 級	
	精神障害者手帳 級	障害特性	
事故の概要	発生年月日	年 月 日 ( 曜日) 時 分 頃	
	発生場所		
	事故種別 (該当の箇所に ☑)	<input type="checkbox"/> 死亡事故 <input type="checkbox"/> 入院を要した事故（持病による入院等は除く） <input type="checkbox"/> 医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 <input type="checkbox"/> 薬の誤与薬 <input type="checkbox"/> 無断外出 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） <input type="checkbox"/> 保護者や関係者とのトラブル <input type="checkbox"/> 施設運営上の事故の発生（不正会計処理・送迎中の交通事故・個人情報の流出等） <input type="checkbox"/> 虐待通報（通告）が判明した <input type="checkbox"/> 送迎車両等への置き去り事故 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

	原因・経緯・状況	
関係機関への連絡	家族	さん（続柄 ）へ 月 日 時 分頃
	実施機関	福祉事務所へ 月 日 時 分頃
	その他 (病院・警察等)	( )へ 月 日 時 分頃
		( )へ 月 日 時 分頃
事故後の対応	事故後の利用者の現況	
	保護者等からの意見	
	再発防止に向けての今後の対応	
その他特記事項		

※不足する場合は、別紙を添付してください。

7福祉障施第1201号  
令和7年7月22日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野京子  
(公印省略)

## 令和7年度 事故等防止対策に係る集団指導の実施について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。しかし、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。ついては、下記のとおり集団指導を開催いたしますので、受講をお願いします。なお、受講が確認できない場合には、後日個別に照会する場合がありますので、予めご了承ください。

### 記

#### 1 開催日時

令和7年7月23日（水曜日）から8月8日（金曜日）まで

#### 2 実施方法

YouTubeによる動画配信、及び、アンケートによる受講確認

#### 3 対象

※対象サービス：障害者入所支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、  
就労継続支援B型、就労定着支援  
(従業者に指導できる方の参加をお願いします)

#### 4 内容

- (1) 事故等防止対策の徹底について
- (2) 事件事例の紹介、事例演習

#### 5 リンク・二次元バーコード

- (1) 動画

[https://www.youtube.com/playlist?list=PL\\_MeqZYLhpKFRMCQRoAtOD-8psi9je834](https://www.youtube.com/playlist?list=PL_MeqZYLhpKFRMCQRoAtOD-8psi9je834)

- (2) アンケート

<https://logoform.jp/f/9kYUK>

※受講確認を兼ねているため、必ず回答してください

#### 6 問合せ先

施設サービス支援課 障害者支援施設担当  
問合せフォーム：<https://logoform.jp/f/18sAq>

動画



アンケート



## 令和7年度 事故等防止対策に係る集団指導に係る QA

### 1 対象者について

- Q 「従業者に指導できる方の参加をお願いします」となっていますが、一般職員が動画を視聴してもよいですか。
- A 指導できる方が視聴したうえであれば、一般職員の方がご覧いただいても構いません。また、問合せ等は施設・事業所で取りまとめのうえ、実施してください。

### 2 研修資料

- Q 動画の内容を研修資料として送付してもらうことはできますか。
- A ワークシート以外の印刷資料の配布は行っておりません。動画での視聴をお願いします。

### 3 受講証明等

- Q 受講証明等は発行されますか。
- A 発行されません。
- なお、アンケートに回答いただいた場合には、自動返信メールが届きます。

### 4 広告

- Q 動画を視聴していたら広告が表示されたのですが、収益化しているのですか。
- A 収益化は行っておりません。YouTube の仕様により、広告が表示される場合があります。あらかじめ御了承ください。

### 5 動画の他利用

- Q 動画の録画・複製や、配信 URL を第三者に教えてもよいですか
- A 動画の録画・複製や、配信 URL を第三者に教えることは絶対にしないでください。

### 6 音声以外の手段について

- Q 聴覚障害等で、音声での受講が難しい場合、どのようにしたらよいですか。
- A 以下の方法で、字幕を表示することができます。
- PC の場合：画面下の字幕アイコンを選択
- スマートフォンの場合：「CC」アイコンを選択

# 安全運転管理者制度の概要

## 1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければならない。  
※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

## 2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算  
※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

## 3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等
<b>&lt; 欠格事項 &gt;</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者</li><li>○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反</li><li>○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反</li></ul>	

## 4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を実施）
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持
- 運転日誌の備え付けと記録
- 運転者に対する安全運転指導

## 5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければならない。**

※ 届出に関する質問については自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署まで**

7 福祉障施第 1028 号  
令和 7 年 7 月 1 日

各障害者支援施設管理者 様  
各障害福祉サービス事業者管理者 様

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野京子  
(公印省略)

障害福祉サービス事業所等における車両による送迎にあたっての  
利用者の安全管理の徹底について（通知）

障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という）の車両による利用者送迎時（以下「送迎時」という。）の安全管理の徹底については、令和 4 年 10 月 13 日付けで厚生労働省から事務連絡が発出され、都からも再三にわたって通知してきたところです。

しかしながら、今般、都内の事業所等において、送迎車両が施設に到着した際、降車確認を適切に行わず、長時間利用者が車内に取り残される事故が複数件発生しました。

事業所等においては、置き去り事故防止のために日頃からリスクを意識し、マニュアルの策定やその運用について、委託事業者も含めて組織的に確認する必要があります。

事業所等におかれましては、事案の重大性及び車内置き去りによる熱中症等のリスクが高まる時期であることも踏まえ、下記の事項をご確認の上、利用者の安全管理を徹底していただくようお願いいたします。

## 記

### 1 所在確認について

送迎時は、点呼などによる確認のほか、降車後の車内点検を徹底すること。また、欠席連絡等の出欠状況に関しては、職員間における情報共有を徹底するとともに、適宜利用者家族に確認すること。

### 2 安全管理マニュアルの策定

送迎車両の運行に当たって、安全管理マニュアルを策定した上で、事業所等と保護者と共有し、安全確保に努めること。また、策定だけでなく、適切に運用されているかの点検を組織的に行うこと。

なお、別添のとおり「毎日使えるチェックシート」及び「送迎業務モデル例」が国ウエブサイトに掲載されているので参考にすること。

### 3 事業所等における事故防止意識の共有

車両の運行については、事業所等の運営にかかわる全ての職員が危機管理について共通した認識を持って支援できるよう、日頃からヒヤリハット事例の共有などにより事故防止意識を高めること。

### 4 万が一重大な事案が発生した場合の対応について

事故発生時には、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（令和7年4月24日付7福祉障施第221号東京都福祉局障害者施策推進部長通知）により対応すること。

また、利用者の健康状況を速やかに医療職が確認するとともに、外出時等で確認ができない場合等においては、救急要請、医療機関受診等を行うこと。

#### 【参考】

・別紙1「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について」

(令和4年10月13日付厚生労働省事務連絡)

・別紙2「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」

(令和7年4月24日付7福祉障施第221号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)

・別紙3「毎日使えるチェックシート」

・別紙4「送迎業務モデル例」

(掲載先) 子ども家庭庁HP

[https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen\\_kanri/](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/)

#### 【担当】

(障害者支援施設・生活介護・自立訓練)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156

(都立施設及び都立民間移譲施設)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157

(就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話 03-5320-4158

(共同生活援助(GH)・短期入所)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話 03-5320-4151

(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話 03-5320-4325

事務連絡  
令和4年10月13日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市  
都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における  
車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

平素より介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等（以下「各事業所等」という。）の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめ、別紙のとおり厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほかより周知しているところです。

各事業所等におかれては、既に安全管理の徹底について御尽力いただいているところですが、別添の緊急対策を受け、今一度、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただくようお願いしたく、各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、管内の各事業所等に対して、本件について周知いただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年10月12日

各都道府県・市町村保育主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属幼稚園又は特別支援学校を置く 御中  
国立大学法人担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策  
「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について

平素より保育所等の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添1のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめましたので、送付します。

また、緊急対策本体に記載していることのほか、御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しました。

つきましては、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所（認可外保育施設を含む。）に対して、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の幼稚園及び特別支援学校に対して、国立大学法人担当課におかれては附属の幼稚園及び特別支援学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園に対して、このことについて周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 所在確認や安全装置の装備の義務付けについて  
(1) 関係改正府省令等の内容については、別途お示しする予定であるが、本改正を受けて各都道

府県等においては、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定により定める条例等を施行日までに改正いただく必要があるので留意すること。

(2) 緊急対策 p6 に記載しているとおり、所在確認や安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等を今年 12 月に公布し、来年 4 月より施行する予定であること。また、「②送迎用バスへの安全装置の装備」については、施行から 1 年間は、経過措置を設ける予定であること。ただし、可能な限り早期に装備するよう促すこととし、来年 6 月末までに安全装置を装備するよう現場へ働きかけていただきたいこと。

(3) 経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、子どもが降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じることとする予定であるため、留意すること。

## 2 安全管理マニュアルについて

別添 2 のとおりであること。そのうち「毎日使えるチェックシート」と「送迎業務モデル例」については、編集可能媒体を内閣府ウェブサイトに掲載していること。

本マニュアルは、バス送迎の安全管理に当たって、既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園等での取組の補助資料として活用いただきたいこと。なお、現場で運用していく中で、地方自治体や現場から出された工夫すべき点等の意見や、静岡県の特別指導監査の結果等を踏まえ、今後の改訂には柔軟に対応するものであること。

## 3 万一重大な事案が発生した場合等の対応について

バス送迎においても、安全管理については、言うまでもなく、未然防止の徹底が肝要であること。その上で、万一重大な事案が発生した場合等には、各園等において、特に以下の点等について留意いただきたいこと。

(1) バス送迎における安全管理の体制や手順がどうなっていたのかを点検するとともに、一時的に当該業務を休止した上で再発防止策を講じるなど、子どもの安全を最優先に対応すること。また、その際、保護者等に対して、誠実な姿勢で、経緯や考えられる原因、園の安全管理、事故後の対応等について、丁寧に説明すること。

(2) 当事者家族や在園児、その保護者等への精神的なケアも重要であり、必要に応じ、スクールカウンセラーの派遣や、CRT (Crisis Response Team)、精神保健福祉センター、各都道府県の公認心理師協会等の関係機関・関係団体との連携等を通じて外部の支援を積極的に得ること。

(3) 重大事案の背景には、いわゆる「ヒヤリ・ハット」があると考えられる。「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成 28 年 3 月)を踏まえ、重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組を行うこと。なお、国においては、今後、行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリ・ハット事例の収集などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ、調査研究を実施する予定

であること。

#### 4 その他

バス送迎以外についても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）等を踏まえ、安全管理に遺漏のないよう適切に取り組まれないこと。

また、幼児専用車に係る衝突時の安全対策については、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成25年3月 車両安全対策検討会）において、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意すること。

(本件担当)

●認可保育所に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課

企画調整係

tel : 03-5253-1111 (内線 4852,4854)

●認可外保育施設に関すること

厚生労働省子ども家庭局総務課

少子化総合対策室指導係

tel : 03-5253-1111 (内線 4838)

●幼稚園及び特別支援学校に関すること

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (内線 2695)

●認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

tel : 03-5253-2111 (内線 38446, 38374)